

⑦エネルギーに関する取組の実施状況

- ・ 省エネルギーと創エネルギーに関する取組の実施状況について、「消灯や冷暖房の適正使用等の省エネ」が最も多く、66%が「実施している」と回答しています。
- ・ 「アイドリングストップ等のエコドライブの実施」や「水の節約」についても約45%が「実施している」と回答しています。
- ・ 「実施する予定」では、「省エネ・高効率機器への切り替え」や「低公害車の導入」が約20%を占める結果となっています。

現在、省エネルギーと創エネルギーのためにどのような取組を実施していますか。また、今後どのような取組を実施しようとお考えですか。

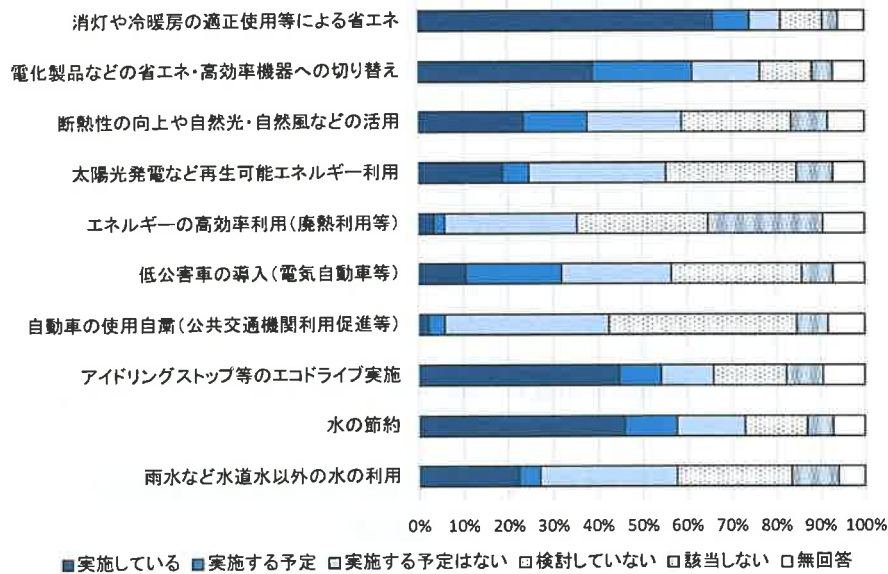


図- 15 エネルギーに関する取組の実施状況

⑧環境に配慮した取組の実施状況

- ・ 環境に配慮した取組の実施状況については、「廃棄物のリサイクル」や「使い捨て製品の使用・購入の抑制」、「過剰包装の自粛」など、廃棄物に関する取組については約40%が取り組んでいる結果となっています。

環境に配慮した事業活動のためにどのような取組を実施していますか。また、今後どのような取組を実施しようとお考えですか。

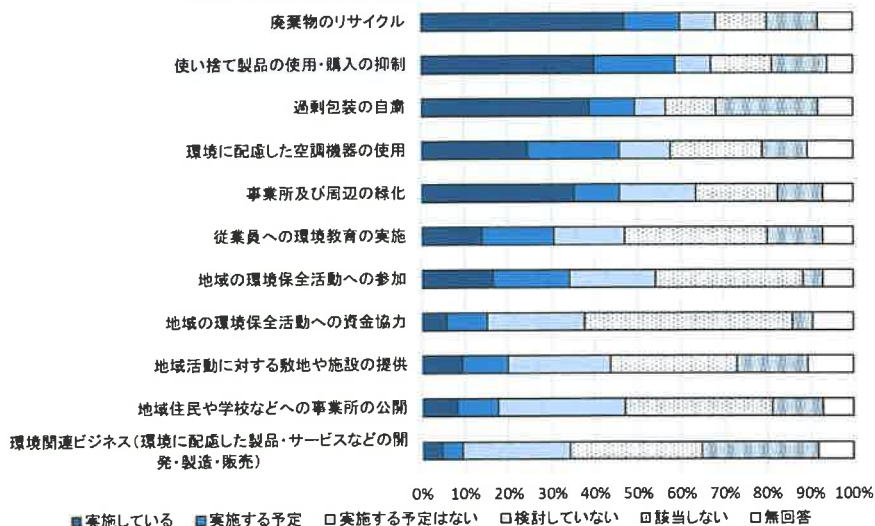


図- 16 環境に配慮した取組の実施状況

⑨環境に関する情報

- ・ 市内の環境に関する情報の入手先は、「広報紙」が最も多く、全体の60%を占め、次に、「新聞」、「テレビ・ラジオ」が続いています。また、「地域活動を通じて」が28%を占める結果となっています。

⑩今後、市が環境を良くするための取組分野

- ・ 今後、環境を良くするために市が進める取組の分野として、「安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり」について48%が「とても重要」と回答しています。
- ・ 次に、「環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり」について、41%が「とても重要」と回答する結果となっています。
- ・ 重要度の順位では、「1位」の回答が最も多いのが、「安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり」で、次に「水、緑、生物等の多様な生態系をはぐくむまちづくり」が続いています。

⑪事業所が市民から求められていること

- ・ 事業所が市民から求められていると考える取組は、「環境に配慮した事業活動」が27%となっており、次に「市民と事業者が協働した活動」が22%、という結果となっています。

事業所が市民から求められていることは、どのようなものとお考えですか。N=85

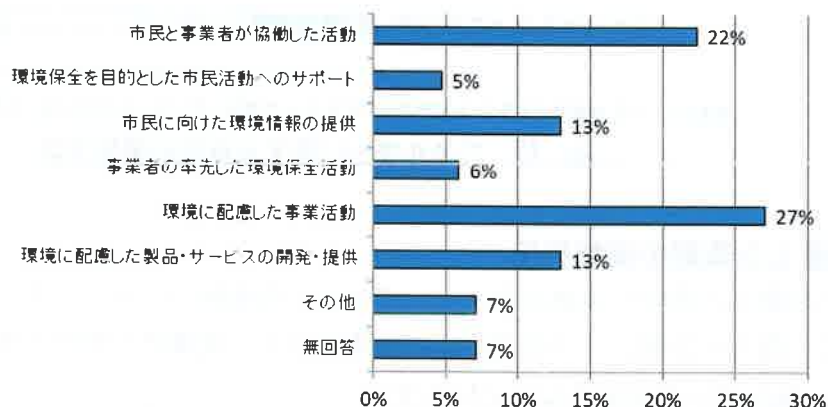


図- 17 事業所が市民から求められていること

⑫行政に対して期待する取組

- ・ 環境保全のために、事業所が行政（国、県、市）に対して特に期待する取組は、「市の率先した環境保全活動」が最も多く39%を占めています。次に、「市民と連携した取組へのサポート」、「再生可能エネルギーの導入支援」が続く結果となっています。
- ・ 規模別にみると、5人以下の事業所で期待する取組として占める割合が大きいのは、「市民と連携した取組へのサポート」や「マニュアルのガイドラインの作成」となっています。一方、6人以上の事業所では、「条例による規制強化」が占める割合が大きい結果となりました。

2-2 ヒアリング結果

市内の事業者の方や市民団体の方に、西脇市の環境や今後の持続可能な地域づくりに向けての課題などについてヒアリングを行いました。

ヒアリング結果（抜粋）	計画策定反映に当たっての視点
<p>●地域の現状</p> <p>【人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北はりま田園空間博物館のサテライトは、増減がありながらも 200前後である。 ・高齢化等でやめるケースもあるが、後継者（事業継承）が出来たケースもある。 ・サテライトでは地域の歴史の掘り起しをしようと検討中である。 ・高校生とトライアルアクションやボランティアなどを通じて、地域と接点をつくることも重要である。 <p>【農作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菊芋は、最近5～6年間栽培が勧められ、栽培農家も増えている。 ・150の農家が北はりま田園空間博物館で販売している。 ・サテライト同士の連携としては、苺園で買った苺を持ち込むとパフェにしてくれるなど、農家と喫茶店が連携しているケースもある。 <p>【交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト同士の交流が出来ていない。 ・市からの働きかけで、他団体と協働の取組も実施している。 <p>【祭り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祭りは担ぎ手が不足している。青年層がいない地域では維持が難しくなっているのではないか。 ・祭りの時に帰ってくるということも残っている地域があるが、乗子が少なくなっている。 	<p>○地域を支える担い手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200前後のサテライトなど、地域を支える担い手が、現時点では維持出来ている状況である。 <p>○新たな担い手の確保・事業継承が課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流の場や活動団体同士の交流の場が少ない。 ・地域活動と高校生とのつながりなど、現在活動している人と次世代との交流の場を積極的に設けていくことが重要である。 <p>○地域の核としてのお祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の核として存在している一方、担ぎ手等は減少している。 ・地域によって、維持に差が出つつある。

●産業・経済について

【気風】

- ・ 田んぼ持ちの事業者なので食べるものはある。稼ぎは遊びにという感じが多い。
- ・ 喫茶店とスナックとパチンコ屋が多い。家内制手工業が多いことから、お客さんと喫茶店に行くことで喫茶店文化が発達したのではないか。
- ・ 外食産業も発達している。

【経済】

- ・ 預貸率が高い。
- ・ 商売人の目がある。
- ・ 30～40代の経営者も入ってきている。その一方、青年会議所メンバーは減っており、20人くらいである。

【商業】

- ・ 高齢化しており、商連も 100軒くらいから30軒に減少している。
- ・ 元気なのは、しばざくら商店街である。
- ・ 新しい加入者としては飲食関係である。
- ・ 共同広告を月1回神戸新聞に入れている。
- ・ お酒を飲みに行く人が少なくなり、タクシーが減り、また店が減るという悪循環が出来ている。

【繊維業界】

- ・ 昭和63年がピークであった。
- ・ 染色、織、加工、産元と組合が分かれており、業界としては過渡期に来ている。
- ・ 排水処理等は更新期を迎えている。
- ・ 織物工業では、130軒のうち後継者がいるのは20軒程度。資本投資をするかどうかは課題となる。

【釣針】

- ・ 毛鉤の伝統工芸士 5名（80歳手前4名と50歳手前1名）
- ・ 後継者がほしいが、給与を払うとなると難しい。

○気風

- ・ 30～40代の新規参入など、チャレンジする気風が残っている。
- ・ 若手農家等は、直販や気候変動対策などの新たな取組を行いつつある。

○産業と環境のつながり

- ・ 「水」を魅力として立地している。発信及びこのポテンシャルを維持するための取組が求められる。

○伝統産業等

- ・ 現状の取組のままでは、維持が困難な状況となっており、体制等、過渡期を迎えている。
- ・ 他組合同士の連携なども必要。

○地域との連携

- ・ 地域からの要望等により、環境製品（ミスト等）の貸し出しや商品提供などの取組例がある。

○市の取組の可能性

- ・ 環境商品に関する地域への貸し出し（移動式ミストの貸し出し）など、現在の個々事例の市域への面的な展開や取組の普及啓発等が考えられる。
- ・ できるだけ、多分野の業種や地域が関わることができる取組が望ましい。

【農業】

- ・直接販売する活動として、稲作経営者会議に参加し、2代目が集まって取組を実施している。
- ・有機肥料による栽培にも取り組んでいる。
- ・気候変動の影響が出つつあり、品種選定なども含めて勉強中である。

【製造業（いけうち、日清ヨーク）】

- ・ミストについては、気候変動の影響から畜産業、農業や公共施設、幼稚園、老人ホームなどに採用されている。（夏季の熱中症対策に加えて、冬の加湿用としてインフルエンザ対策などに活用）農業はここ5年間でシェアを上げてきている。
- ・導入効果等については、ホームページ等でも公開を行っている。
- ・熱心な農家等にミストの設備が導入されていていっている。一方、初期投資がハードルとなる。
- ・まずは、市は普及啓発等に取り組んでほしい。
- ・地域とのつながりについて、祭りの際に移動式のミストを貸してほしいという要望があり、貸し出している。
- ・子どもが外に出ることができる環境をつかっていきたい。
- ・西脇市へは、「水」を求めて、立地することを決めた。
- ・地域のお祭りへは商品提供を行っている
- ・工場への太陽光発電を検討したが、維持管理が難しく断念した。
- ・完全管理のため、気候変動の影響は特にない状況である。
- ・食品ロスについて、問屋から戻ってきて、工場で廃棄している。
- ・脱プラスチックについては、周りを見ながら進んでいく状況である。現時点では、コストがまだ高い。

●生態系について

- ・外来生物が増えた。森林林縁部の芝山だったところが、うっそうとし、獣害を招いている。バッファゾーン（緩衝地帯）を作った方がよい。
- ・先輩に話を聞く機会が少なくなっている。
- ・これまでの活動結果（標本、記録等）の引き継ぎ手がない。
- ・湿地の再現も課題である。

【獣害】

- ・猟友会の人数は今年50人増えているが、全体としては均衡している状況である。2年くらいで1人前となる。
- ・罾は、独自技術で実施している者が多い。自ら罾を作っている者も半分くらいいる。土日は10人程のグループで活動。
- ・シカ、イノシシのほかに、あらいぐまやヌートリアの被害も深刻である。
- ・被害軽減には、山の見通しを良くしてやることも重要である。
- ・猟友会メンバーには、キノコを採るのを楽しみにしている者もいる。
- ・地域のイベントで猟友会のアピールの一環として、解体、振る舞いを行った。

【森林整備の取組（サントリー天然水の森 ひょうご西脇門柳山）】

- ・汲み上げている倍以上のエリアを対象として活動（西脇：600ha）を行っている。
- ・天然水の森を育む活動は本業として取り組んでいる。
- ・有識者の指導のもと、北はりま森林組合が施業している。北はりま森林組合は、全国の天然水の森での技術主導を行うなど、技術を有する。
- ・今後、育林材の活用もしていきたい。
- ・気候変動の影響としては、台風や水害の規模が大きくなっている。災害復旧にコストがかかる状況である。また、温暖化によりシカも増えている。

○地域の環境のベースとなる森林

- ・森林の荒廃が、獣害や河川環境の地域環境にも影響を及ぼしている。
- ・サントリー天然水の森の取組を参考に、他地域・他企業の取組へ展開していくことが求められる。

○生態系維持（伝承）

- ・河川等の工事においては、生態系に配慮した取組が課題となっているが、その要因としては、担い手不足（庁内含め）が考えられる。
- ・まずは、人づくりから実施していくことが求められる。人づくりについては、まずは身近に触れる機会の創出、また守る人の育成など、段階的な取組が求められる。
- ・単独の組合だけでは、活動の維持などは難しく、他組合との連携や市民活動団体との連携、市との連携など多様な連携創出が必要である。

<p>【漁業・河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業だけで食べることは困難になってきている。 ・ 山が荒れていることが、河川や海の環境悪化にもつながっている。 ・ 河川工事等、生態系を配慮した取組が出来ていない（特に、支流について）。また、工事によって魚が住めない環境になっている。 ・ 川に触れる機会が少なくなっている。楽しんでもらったり、気晴らししてもらったりできることも創出していきたい。 	
<p>●市民活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄について、シルバー人材センターもパトロールしているが、なかなか大きいものは引き上げられない。 ・ 道端も綺麗にしていないと、ごみを捨てやすい場所になってしまう。 ・ これまでの活動を責任感として実施しているが、効果があるのか疑問がある部分もある。 ・ 啓発活動も、集まる方は意識の高い方で、無関心層へ輪を広げていくことが難しい。 ・ しばざくらの取組も詳しい方に聞いて、増える時期などを調整している。 ・ 40代、50代を誘うのが難しい。活動へはセミナー開催などをきっかけに参加するケースがある。 ・ 全体の盛り上がりや新たな担い手確保を行うため、寄せ植えコンテストを計画中である。 ・ 会員を増やしていくことが課題である（30歳くらいからやろうと思っていないと長続きしない）。 ・ 市の働きかけによる活動は、出来た時はトップダウンでできるが、そこから自発的活動への展開が難しい。 ・ 活動内容や人数の変化によって、当初の目標を維持することが難しい。各団体をつなぐ取組をしていきたい。 	<p>○次世代継承のタイミングの難しさと新たな活動の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体の主流の担い手が他地域と比べても高齢化しており、次の世代への継承のタイミングが難しくなっている。 ・ 技術等は受けつぎつつも、目的や活動については時代とともに変遷することから、新たな担い手や世代が楽しんで取り組める機会の創出が必要である。

第3章

望ましい環境像

1 望ましい環境像

1 望ましい環境像

森・水・人 未来織りなす 自立・循環のまち にしわき

○森・水・人

西脇市は、加古川、杉原川、野間川をはじめとする豊かな水環境があり、その「豊かな水」は農業や地域産業の発展に寄与してきました。また、豊かな水環境は、平野部の田園地域を囲む緑の山々（森林、里山など）との、先人の自然と共生した暮らしや営みにより継承されてきました。現在、この貴重な自然環境をより良いものとして次世代へ引き継いでいくためには、環境・経済・社会が統合的に向上していくことが求められています。

そこで、市の望ましい環境像として、「森」を環境、「水」を経済、「人」を社会、と見立てそれぞれが向上する未来を目指していくという思いを込めました。

○未来織りなす

第2次総合計画の本市の目指すべき姿である将来像に組み込まれています。このフレーズには、古き良きものを受け継ぎながら新しい考え方を取り込んだり、様々なものを組み合わせることで、それぞれが刺激し合い、希望にあふれる未来をみんなで紡いでいこうとする思いを込めています。

自然環境と人とのつながりを育みながら、さらに、新しい未来の環境を拓いていくという思いを込めました。

○自立・循環のまち

持続可能な地域づくりのために、市民、事業者、市のあらゆる主体が主体的に取り組を進めていくこと、環境という視点だけでなく、地域経済や人の循環も求められています。また、地域活性化やライフスタイルの変容から、空き家の活用や不要になったものを捨てるのではなく地元でゆずりあうサービスなど新しい価値観も生まれています。

そこで、あらゆる主体が自分ごととして、環境・経済・社会が循環する地域を目指していくという思いを込めました。

第4章

目標別の具体的施策の展開

- 1 基本目標1 〈安全〉
- 2 基本目標2 〈循環〉
- 3 基本目標3 〈生物多様性〉
- 4 基本目標4 〈気候変動〉
- 5 基本目標5 〈環境・経済好循環〉
- 6 基本目標6 〈人材育成〉

基本目標 1 〈安全〉

安全で健全かつ快適な環境のまちづくり

大気や水、土壌などの生活環境が安全に保ててこそ、私たちは、安全で健全かつ快適な暮らしが営めます。

その安全、健全な環境は、事業活動の中で、法的に定められている基準を守り、また、新たに発生した課題については、科学的な知見により、柔軟に対応していくことが求められています。さらに、暮らしの中で、ごみのポイ捨てや空き地の管理、生活騒音の発生に気を付けることなど、一人ひとりがマナーを守ること、また、互いに思いやりながら、暮らしていくことで、快適な環境が形成されます。

そのため、大気、水質などの状況を引き続き監視し、公害発生の未然防止に努め、苦情等については迅速かつ適切に指導を行います。また、情報収集・提供に努め、市民がより快適に健康で安全な暮らしができるようにします。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

項目	目標値
大気に関する環境測定データ (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)	環境基準値以下
公共用水域水質 (BOD年平均値)	環境基準値以下

<経年変化を把握する指標について>

項目
分野別苦情件数 (騒音・振動・悪臭・不法投棄・野外焼却)

●施策について●

(1) 良好な地域環境（大気・水質・土壌など）の継承

①大気・水質・土壌などのモニタリング・保全

- ・ 大気観測や水質測定を継続的に実施し、異常がある場合は県と連携して必要な対策を講じます。また、環境基準等の適合状況を把握するとともに、適切な情報公開を行います。

②発生源（大気・水質・土壌汚染・騒音・振動）への指導・監視

- ・ 関係法令に基づく届出や規制基準、環境基準の適合等、指導や周知を行います。工場や事業所、家庭等が発生源となる汚染に対し、県等の関係機関と連携し適切な指導等を行います。

③化学物質対策や新たな環境リスク対策の実施

- ・ アスベストや水銀及びダイオキシン類対策並びにPCB廃棄物などの産業廃棄物の適正処理に関する指導・助言により飛散及び漏洩等を未然に防ぎます。
- ・ 兵庫県とともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）の的確な運用を図り、事業者の化学物質に対する自主管理体制の改善を促進します。
- ・ 新たな環境リスクが発生した場合に、迅速に情報収集するとともに、適切な情報公開を行います。

④より良い地域環境形成のための取組の実施

- ・ 公共下水道等の普及地域については、水洗化の促進とともに処理施設の適正管理により、公共用水域への放流水の水質管理を徹底します。公共下水道等の計画区域外については、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置、適正な管理及び清掃、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）から浄化槽への転換など、県や（一社）兵庫県水質保全センター等の関係機関と連携を密にし、普及啓発や適切な指導を行います。
- ・ 大気汚染防止のため、低公害車等の導入支援を行います。また、公共交通機関等の利用促進を行います。
- ・ 農業に由来する水質について、化学肥料や化学合成農薬の適正使用を指導することにより、環境への負荷低減を図ります。

(2) 快適な生活環境の保全

①環境衛生活美化や不法投棄・野外焼却対策の推進

- ・ ペットの糞の放置やポイ捨て等、環境衛生上不適切な行為に対し、西脇市保健衛生推進委員会等との協働による市民のマナー向上など啓発、指導を行います。また、自治会やボランティア組織による美化活動を推進し支援します。
- ・ 西脇市保健衛生推進委員会や西脇警察署等の関係機関との連携を密にし、不法投棄や野外焼却禁止の周知により未然防止を図ります。早期発見、早期通報体制を検討し、行為者への指導を図ります。また、不法投棄されやすい場所等への不法投棄防止柵の設置など、土地の適正管理を指導します。

②空き家・空き地の適正管理の指導

- ・ 空き家の老朽化や空き地の雑草繁茂による周辺景観の悪化、害虫の発生、火災の発生や不法投棄の防止のため、自治会等と連携し、所有者等に対し適切な指導を行います。
- ・ 空き家等の除却後の跡地活用について支援策を検討します。

③魅力的で健全な都市景観形成の推進

- ・ まちなかで快適に過ごすことができるよう、気候変動への影響を軽減するため、まちなかでの暑熱対策等を推進するとともに、市民・事業者への普及啓発を進めます。
- ・ 「しばざくら通り」や「レントン通り」のような、ゆとりやうるおい、やすらぎなどを感じることができる魅力あるまちなみ景観や公共空間の形成を推進します。
- ・ 全ての市民が安心かつ快適に利用できる生活空間として、住宅や公共施設等におけるバリアフリー化を進め、安心して利用できる公共空間づくりの普及に努めます。

【暑熱対策の取組例 ドライ型ミスト装置の設置】

省エネルギーで夏の暑さ対策やヒートアイランド対策などに効果のあるドライ型ミスト装置を広場やバス停などの公共空間に設置する動きが全国で広がっています。このミスト装置を製造する工場（霧のいけうち）が西脇市内にあります。微細な霧でぬれないのが特徴で、この霧の気化熱により、夏場は周辺温度を平均5℃低下させられます。

商業施設や幼稚園施設、高齢者施設などに昨今導入されています。また、気候変動の影響として、夏場は暑熱ストレスによる搾乳量の減少など畜産業へ影響が出ていますが、その適応策の一つとしてドライ型ミストが活用されています。設置した畜産事業者では、牛のヒートストレス軽減に大きく寄与し、全体の搾乳量が増加し、結果収益の増加につながっている事例も出ています。

写真（みらいえや市内幼稚園施設など）

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の野外焼却は行いません。また、例外規定により認められた焼却行為であっても周辺に十分配慮して行います。 ・ 近隣への迷惑となるような生活騒音や振動、悪臭を出さないようにします。 ・ 下水道等の使用について、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適量使用等を遵守します。 ・ 浄化槽の保守点検、清掃など維持管理を適正に行います。 ・ ごみの不法投棄は絶対にしない・させないとともに、情報提供や監視に努め、地域での撲滅活動にも取り組みます。 ・ 不法投棄されないように所有地の草刈り等、適正な管理を行います。 ・ ペットの糞の後始末などの飼育マナーや、ごみのポイ捨てをしないなどモラル向上を図ります。 ・ 自宅周辺の清掃や地域全体での清掃活動などに取り組みます。 ・ 自家用車の利用を極力控え、近くへは徒歩や自転車、遠方へは公共交通機関を利用するように心がけます。 ・ 自家用車の購入時には、低公害車の購入に努めます。 ・ 住宅建築等を行う場合は、将来の安全安心な生活環境づくりのため、住宅等のバリアフリー化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令に基づく届出や規制基準、環境基準を遵守します。 ・ 苦情や通報に対しては、迅速に対応します。 ・ 下水道等への排水基準を遵守し、除外施設等を設け管理します。 ・ 化学肥料や化学合成農薬は適正に使用します。 ・ 廃棄物は適正に処理・処分（排出者責任による処理、委託処理は最終処分まで管理など）し、違法な廃棄物処理や野外焼却はしません。 ・ ごみの不法投棄は絶対にしない・させないとともに、情報提供や監視に努め、地域での撲滅活動にも取り組みます。 ・ 事業所周辺の清掃に努めるとともに、地域での清掃活動に協力します。 ・ 事業用車両の購入時には、低公害車を購入するようにします。 ・ 周辺景観に調和した建築物の建築に努めるとともに、違法な屋外広告物の設置は行いません。 ・ 店舗等のバリアフリー化など兵庫県福祉のまちづくり条例に適合する建物とします。 ・ 開発などに当たり、埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、必要な届出をします。また、埋蔵文化財と思われる物が出土した場合は、市等の関係機関に速やかに連絡し、適切に対応します。

基本目標 2 〈循環〉 環境への負荷が少ない循環型のまちづくり

私たちの生活は、資源やエネルギーを大量に消費することによって社会経済が発展し、豊かで便利な生活を送ることができるようになりました。しかし、限りある資源を活用しながら、環境の恩恵を将来の世代に受け継いでいくためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」のライフスタイルを改め、廃棄物等の発生を抑制し、ライフサイクル全体で資源を徹底的に循環利用し、また、適正な処分が確保される環境への負荷が少ないライフスタイルを目指していくことが求められています。

また、近年、「食品ロス」や「海の生態系に対するプラスチックごみが及ぼす影響への懸念」、「災害廃棄物処理体制の構築」など、資源循環に関する新たな課題も顕在化しています。

そこで、廃棄物の発生・排出の抑制を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや社会経済活動から廃棄物を出さない環境づくりを推進するとともに、これまで廃棄物として処理していたものの再資源化による有効活用を推進し、再資源化ができないものについては、適正処理をすることにより環境へ負荷を与えないようにします。

また、発生する新たな課題と向き合い、市民、事業者、市が連携を図り、新たな社会形成に向けて取り組みます。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

項目	目標値 ※
1人1日当たりのごみ排出量（集団回収除く）	5.9%減
再資源化率	30.3%増
1人1日当たり燃やすごみ量	13.7%減
最終処分量	43.0%減

※基本は、一般廃棄物処理基本計画の設定値（基準年度：2015年度 目標年度：2029年度）を掲載するものとする。

※環境基本計画掲載に当たっては、基準年度を現年度にするなど要相談。

<経年変化を把握する指標について>

1人1日当たりの生活系ごみ排出量（集団回収除く）（g/人・日）
1人1日当たりの事業系ごみ排出量（g/人・日）

●関連計画●

- ・西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

● 施策について ●

(1) 3Rの推進

① ごみの発生・排出抑制の推進（リデュース）

- ・ 「もったいない精神」による発生抑制と再使用の推進を行います。具体的には、三きり運動の推進、マイボトル、マイ箸、マイコップの持参、リユースへの取組、不用品の交換等を推進します。
- ・ 環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入するグリーン購入を促進します。
- ・ 事業系ごみの減量、再資源化の推進を行います。また、市役所は率先して減量・再資源化に取り組みます。
- ・ ごみの減量・再資源化を促す情報発信を行います。

【3きり運動】

家庭から出るごみの中で最も多いのが台所から出る生ごみです。台所ごみには、「食べ残し」や「手をつけていない食料品」がたくさん含まれています。また、生ごみには80%の「水分」が含まれています。

生ごみを削減するため「使いきり」「食べきり」「水きり」の「3きり運動」を推進し、生ごみそのものを減らす動きが全国で広がっています。



図-18 3きり運動取組例（出典：京都市HP）

② 再使用の推進（リユース）

- ・ みどり園のリサイクルプラザ「再生処理ルーム」「Rショップ」で、不用品交換・修理・販売等を推進します。
- ・ イベント等でのリユース食器の使用促進やフリーマーケット、リユースショップの利用促進など国、県、民間事業者等の再使用の推進（リユース）に向けた取組について情報発信を行います。

【お祭り等での

リユース食器の活用】

リユース食器とは回収し洗浄して繰り返し使用する容器です。

お祭りなどのイベント会場では、これまで使い捨て容器の利用が主流となっていました。

ごみを減らして環境に配慮したイベントにするために、リユース食器を使用することで、使い捨て容器のごみが削減できることはもちろん、繰り返し使用すればするほど二酸化炭素排出量、エネルギー、水などの使用量を削減することにつながります。

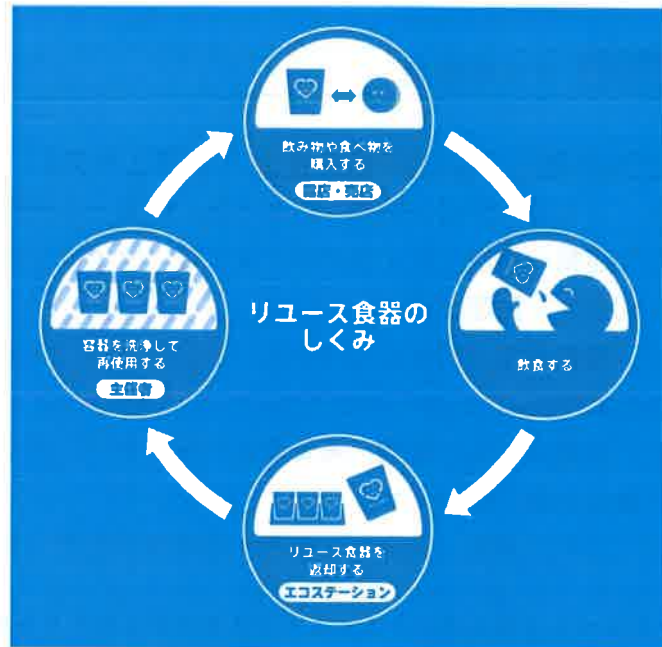


図- 19 リユース食器のしくみ

(出典：祇園祭りごみゼロ大作戦 HP)

③リサイクルの推進（リサイクル）

- ・ 自治会やPTA、市民団体等が実施する資源ごみ回収活動を引き続き支援します。
- ・ 許可業者、古紙回収等資源回収業者との事業系ごみの減量・再資源化を検討します。

④新たな課題への対応

- ・ 食品ロス、マイクロプラスチック等の新たな課題に関する情報発信・普及啓発を行うとともに、課題解決に向けた取組を市民、事業者と連携し、検討・実施します。
- ・ コミュニティ生ごみ堆肥化設備設置促進制度（仮称）の検討やエコレストラン等認証制度（仮称）の実施（食品ごみを排出する飲食店等の生ごみ再資源化推進）など生ごみの再資源化を推進します。

【プラスチック・スマートの取組 -いつまでも海がきれいと言いたいから-】

ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しています。

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。こうした問題の解決に向けては、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。環境省では、そうした取組を応援し、さらに広げていくため「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています



Plastics
Smart

図- 20 プラスチック・スマート ロゴマーク

(2) 廃棄物の適正処理の推進

①ごみ収集・処理体制の充実

- ・ 許可業者と事業系ごみ適正処理について協議を行います。
- ・ 中間処理施設、最終処分場の適正な管理運用を行います。
- ・ 要介護援護者のごみ出し支援について検討します。

②災害廃棄物対策

- ・ 許可業者等との災害ごみ収集運搬協定の検討や、西脇市地域防災計画に基づく廃棄物処理マニュアルの策定を行います。
- ・ 要介護者等の排出困難者への対応（個別の回収の実施など）について検討します。
- ・ 地区毎に仮置場候補地の確保（選定）を検討します。
- ・ 有害・危険廃棄物処理方法及び処理先を検討します。

③新たなごみ処理施設の整備

- ・ 環境負荷を低減した、新たなごみ処理施設の整備を行います。

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none">・ ごみ出しルールを守り、ごみの分別により家庭からのごみを減らします。・ 生ごみ「3きり」運動の実践により、家庭から出る生ごみを減らします。・ マイバッグを持参し、レジ袋はもらわないようにします。・ 使い捨て商品の購入を控える、必要なものを必要なだけ購入するなど、家庭から出るごみを減らします。・ リサイクル関連法を守り、再資源化に貢献します。・ 地域等での資源ごみ回収に積極的に協力します。・ 買い物の際に、環境のことを大切に考えて商品や店を選ぶ消費者（グリーンコンシューマー）を目指します。・ “もったいない”の気持ちを持ち、次世代に伝えていきます。	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所におけるごみの分別によりごみの減量化や再資源化に取り組みます。・ 簡易包装に対する消費者の理解を得ることに努め、ごみになるものの発生を抑制した販売方法を行います。・ ゼロ・エミッションや拡大生産者責任への取組など、環境への負荷低減に努めた製品製造や処理などの事業活動を行います。・ 詰め替え商品や繰り返し使える商品、消費者が再資源化に協力しやすい商品の開発や販売に努めます。・ リサイクル関連法を守り、再資源化に貢献します。・ 地域等での資源ごみ回収に積極的に協力します。・ レジ袋有料化を契機に、レジ袋（有料化対象外の買い物袋についても）の発生抑制に努めます。

基本目標3 〈生物多様性〉

水、緑、生物等の多様な生態系を育むまちづくり

私たちの生活基盤は、山・田畑・ため池・河川などの自然基盤（地質）やそこに生息する生物群がつくる自然生態系の上に成立しています。

本市は、周囲を山々に囲まれ、加古川、杉原川、野間川をはじめとする水環境があり、人と自然の好ましい関係の中でつくり出された水田やため池などの田園地域、里山、森林などの恵まれた自然環境があり、絶滅危惧種をはじめ、ホタルやトンボ、水生植物等の身近な動植物が多様な生態系を形成しています。

一方、豊かな生態系は、食料生産、木材・薪の活用など様々な人の営みによって維持されている自然もありますが、ライフスタイルの変化や人口減少・高齢化社会により、田園地域、里山、森林の維持管理が困難になってきています。

そこで、様々な動植物の生息や生育環境を保全・再生し守り育てていくことにより、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、人と自然が共生し、そこから得られる恵みを持続的に得ることができるようにします。また、生態系をはぐくむ担い手の育成に努めます。

●環境指標について●

<目標値を設定する指標について>

項目	目標値
森林整備面積	年間 10ha
生態系の保全と活用に関する学習への参加者数 ※関連出前授業、学習回数、保全活動への参加者数	前年度より増加

<経年変化を把握する指標について>

西脇ファーマー認定数（累計）
本市における貴重な自然環境（重要な生態系）の選定について （植物群落／単一群落、重要な生態系、自然景観） ※兵庫県版レッドリスト更新時に確認を行う。
緑化活動に取り組むグループ数（累計）

参考：西脇市の貴重な自然環境

【貴重な自然環境】

西脇市には、自然公園法に規定する「自然公園区域」、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する「鳥獣保護区」、環境省自然環境保全基礎調査で選定した「特定植物群落」、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に規定する「自然環境保全地域及び環境緑地保全地域」の4つの区域を含んでいます。

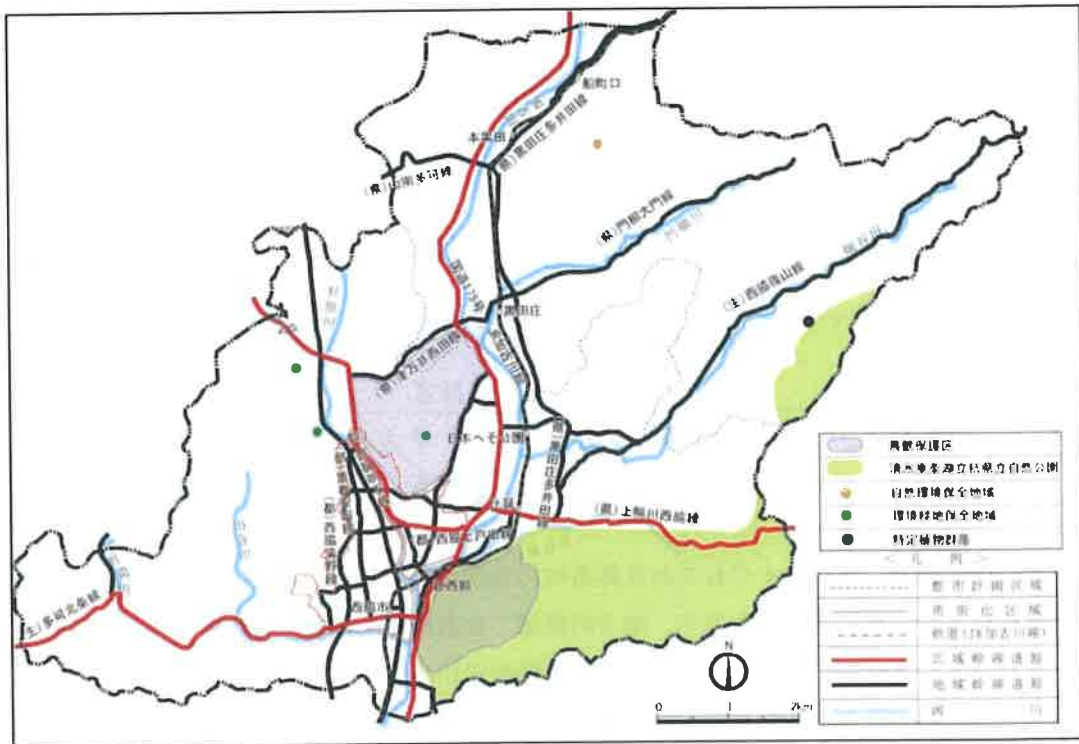


図- 21 西脇市の貴重な自然環境（出典：兵庫県西脇市基本計画）

【天然記念物】

県指定文化財（天然記念物）として2箇所が指定されています。

指定名称	時代など	所在地	指定年月日
西林寺のカラコツバキ	推定樹齢 200年	坂本 西林寺	昭和56（1981）年 3月27日
荒神社のムクノキ	兵庫県第4位の幹まわり	鹿野町 荒神社境内	平成16（2004）年 3月9日

市指定（天然記念物）として2箇所が指定されています。

指定名称	時代など	所在地	指定年月日
フジ	推定樹齢 300年	明楽寺町 六所神社	昭和56（1981）年 2月12日
西光寺山のウバメガシ群落	海岸生植物群落	中畑町 西光寺山	昭和57（1982）年 3月30日

参考：西脇市における貴重な生態系①（兵庫県版レッドリストより）

【植物群落/単一群落】

兵庫県レッドデータブック2020において、4つの単一群落の植物群落及び1つの個体群が貴重な群落として選定されています。3つは照葉樹林であり、自然公園や保全地域に指定され保全がされています。

ランク	植生のタイプ	場所	植生の種類	保全制度
B	照葉樹林	西脇市中畑町、丹波篠山市今田町本荘・西光寺山	ウバメガシ群落	県立自然公園 市天然記念物
B	個体群	中畑町・西光寺山	ハイノキ個体群	—
C	照葉樹林	春日神社（小坂町）	コジイ群落	県環境緑地保全地域
C	二次林	黒田庄町門柳・門柳山	コナラ-アベマキ群落	—
注	照葉樹林	市原町・妙覚寺	シラカシ-コジイ群落	県環境緑地保全地域

凡例

Aランク……規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

Bランク……Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。

Cランク……Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの。

要注目……人間生活との関わりを密接に示すもの、地元の人に愛されているものなど、貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの。

【生態系】

兵庫県版レッドリスト2011において、生態系は、次の基準（ア. 希少な動植物がまとまって生育・生息する場、イ. 希少な種に限らず多様な生物群集が成立する場）に該当するものを貴重なものとしています。

①小・中生態系を内包する重要な生態系

小・中生態系を内包する重要な生態系は選定されていません。


②重要な生態系

重要な生態系として、北はりま田園空間博物館前の水路の1箇所が選定されています。この水路は津万地区かんがい排水路であり、加古川本流の津万井堰から通水されています。ここでは二枚貝類の希少種が多産しています。魚類では、ヤリタナゴ、ドジョウやコウライモロコが生息するほか、ゲンジボタルも生息しています。

【自然景観】

兵庫県版レッドリスト2011において自然景観は、次の基準（「貴重な自然景観※1」「人の暮らしに密接に関わる自然景観※2」）に該当するものを貴重なものとしています。

西脇市では「人の暮らしに密接に関わる自然景観」として、4箇所が選定されています。1つは自然公園に選定されている山で、3つは寺院や神社に付属する森林で、これらは保全地域に指定され保全されています。

通称名	写真	分類区分	ランク	保全制度
金城山		植生・地形	C	県立自然公園
妙覚寺の森		植生	C	環境緑地保全地域
春日神社の森		植生	C	環境緑地保全地域
莊林山莊巖寺の森		植生	C	自然環境保全地域

※1 視覚的な美しさと緑や自然の質（生態系）との包含概念としてとらえて、景観資源的価値と自然的価値の両面から評価されるもの。

※2 過去から現在に至る人の営みと自然環境が密接に関係することで形成された景観、歴史的建造物と自然環境が調和している景観など。

凡例

Aランク……規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

Bランク……Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。

Cランク……Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの。

要注目……その場所の貴重性だけでなく、今後の人の暮らしと自然環境の関係を考える上で重要とみなされるもの。

● 施策について ●

(1) 生物多様性の保全

① 生物の生育・生息環境の保全・再生

- ・ 地域の身近な自然環境の保全を推進します。
- ・ 様々な地域ごとの生態系を維持するとともに、生物が生息・生育する環境の保全を推進します。
- ・ 森林の計画的整備や県などの関係機関との連携によるシカやイノシシなど野生動物の個体数管理、緩衝エリアを設けること等により被害の軽減を図るとともに、人間が野生動物の生態を理解し、自然環境を保護しながら暮らす方法を実践するなどにより人と野生動物との共生を図ります。
- ・ 国や県との関係機関とも連携し、水路や河川、道路等の整備に当たっては、環境配慮型技術や工法の採用など、動植物の生息に配慮した整備や周辺景観に配慮した整備の検討・実施や民間事業者へ働きかけを行います。

【大切にしたい市内の自然や残しておきたい場所・風景】

アンケートでは、「杉原川」、「加古川」、「野間川」といった、川が多くあげられるとともに、「へそ公園」、「山・森林」、「西林寺・西脇公園」など地域の自然や公園が多くあげられました。

このような身近な自然を大切にするとともに、大切にしたいと思う心も継承していく必要があります。

② 外来生物対策の推進

- ・ 関係機関と連携し、特定外来生物の捕獲に関する取組を推進します。
- ・ 外来生物による在来種への影響、正しい飼育や栽培方法など、適切な取扱いに関する理解を深めるための情報提供やマナーの普及啓発を図ります。

【外来種について】

国では、日本の生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来種について、外来生物法に基づき、規制や防除、理解促進等に取り組んでいます。

外来生物法では海外から日本に持ち込まれた生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応しています。

特定外来生物とは、外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

外来種被害予防3原則
～侵略的外来種による被害を予防するために～

① 入れない
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を
自然分布域から非分布域へ「入れない」

② 捨てない
(逃がさない・放さない・遺棄させないことを含む)
飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

③ 拡げない
(増やさないことを含む)
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

図- 22 外来種被害予防の3原則
(出典：環境省・農林水産省)

③生物多様性の理解促進・担い手の育成

- ・ 生物多様性の必要性について広く市民に啓発し、市民、事業者、市の協働による自然環境の保全・回復を行います。
- ・ 例えば、生物多様性の意義や価値に対する関心や理解を得ることができる機会や自然とのふれあいの場づくりに地域とともに取り組みます。また、市内の動植物の調査研究活動を積極的に支援し、推進します。
- ・ 生物多様性の担い手育成のため、森林や田畑、河川等、身近な自然に触れ合う機会の創出を図ります。

【西脇市の自然カレンダー】

西脇市近隣の自然を調査・研究している西脇市動植物生態調査研究グループが「西脇の自然カレンダー」を作成しています。このカレンダーには、西脇の市街地や里山、川原などに生息する動植物の写真を掲載しています。

カレンダーは、小中学校や公共施設等へ、環境学習や啓発活動に活用してもらうために配布しています。また、希望に応じて販売しています。

まずは、地域の自然を知ることからはじめませんか。

(1月：ホシダ／2月：ヒメクラマゴケ／3月：イタドリ／4月：マルバアオダモ／5月：ベニカミキリ／6月：イナモリソウ7月：ウスバキトンボ／8月：ウバユリ／9月：ウリカワ／10月：キホウキタケ／11月：キセルアザミ／12月：トウネズミモチ)



(2) 自然の活用と創出

①田園地域・里山の保全と活用

- ・ 農地の有する食の生産の場や保水機能、生物生息空間、開放的な景観等多面的な機能を保全し、環境教育・環境学習の場としての活用も行います。
- ・ 耕作放棄地の利活用の仕組みづくり（菜の花等資源作物やコスモス等景観作物栽培及び市民農園など）を、地権者等と共に検討し、その取組を推進します。
- ・ 化学肥料や化学合成農薬に頼らない安全・安心な農産物の生産と供給に取り組む環境創造型農業の実践者であるエコファーマー及び西脇ファーマーの育成を図ります。
- ・ 地域の農作物の地産地消を推進します。

【エコファーマー】

エコファーマーとは、平成11（1999）年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、「持続性の高い農業生産方式を導入する計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称です。

持続性の高い生産方式とは、土づくり、化学肥料の使用低減、化学合成農薬の使用低減の3つを一体的に行うための技術を導入する生産方式で、導入技術は農林水産省令で定められています。

②森林の保全と活用

- ・ 森林環境譲与税等の活用により、西脇市森林整備計画に基づき、水源涵養機能、山林災害防止機能などの多面的機能の維持増進を図るため、計画的に植林、保育、間伐など適切な森林整備・森林管理を行います。
- ・ 公共施設の整備や住宅等の建築に際し、地元産木材の利活用を推進するとともに、支援策を検討し、地域産材の活用を推進します。
- ・ 森林への市民・事業者の理解と関心を高めるため、森林組合等とともに流域の小中学生や住民、事業者が森林整備・木材活用に貢献する機会創出を推進します。
- ・ 森林の次世代への継承のため、「地権者」への普及啓発を行います。
- ・ 野生動物は、豊かな生態系を形成する一方、一部の動物種の生息数の増加や生息範囲の拡大により、地域住民に多大な農林業被害と精神的苦痛を与え、人とのあつれきを生じさせるとともに、自然生態系のかく乱を生じさせることから、森林の計画的整備や県等の関係機関との連携によるシカやイノシシなど、野生動物の個体数管理等を推進します。

【森林環境譲与税について】

森林環境税は、令和6（2024）年度から個人住民税に上乗せして1人当たり1,000円が徴収されます。森林環境譲与税は、私有林の面積や林業就業者数などに応じて市町に配分されます。配分された費用は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため放置された森林の整備やそのための人材育成、木材利用の促進などの費用に充てられます。



出典：ひょうご森づくりサポートセンター

図- 23 森林環境譲与税の概要

③水辺環境の保全と活用

- ・ 河川、水路、ため池等の身近な水辺環境を保全・再生し、市民の憩いの場や散策の場とします。
- ・ 市民や事業者などの参加による水辺環境保全のための活動や学習会、水辺環境にふれあう体験の場の創出などを推進します。

④まちの緑化の推進

- ・ 公共施設・公園等の緑化を推進します。
- ・ 西脇市花と緑の協会等とも連携しながら、花いっぱいのもちづくり運動の推進、花・緑の維持管理を行います。これらの取組を通じ、緑化活動の組織の育成を行い、活動を支援します。

●市民・事業者の取組について●

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・外来種のペットは、特に本能や習性をよく理解し、愛情を持って最後まで飼育します。 ・外来種は、他地域に影響を与えないよう適切に取り扱います。 ・動植物をむやみに捕獲、採取したりしないようにします。 ・地域の希少動植物の生息や生育状況の把握、保全に努めるとともに、調査に対して協力を行います。 ・農業ボランティア、森林ボランティアへの参加や活動支援を行うとともに、地域産農作物や木材を活用します。 ・農地の保全と活用に協力します。 ・エコファーマー等の頑張っている農業者を作物の買い支えや、地域産木材の活用により応援します。 ・まちづくり活動の一環として、地域住民が協力し、公共施設、駅前広場、遊歩道などが花いっぱいになるよう植栽活動や適正な管理を行います。 ・緑化ボランティアなどによる花づくり活動の拡大を目指します。 ・庭木やプランター花壇など、住まいに花と緑を積極的に取り入れます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発などを行う場合は、地域の希少動植物の生息や生育状況の把握に努め、生態系に配慮するとともに、調査に対して協力します。 ・市民の取り組む動植物の保護活動へ協力します。 ・環境創造型農業の取組に努めます。 ・農業ボランティア、森林ボランティアへの参加や活動支援を行うとともに、地域産農作物や木材を活用します。 ・耕作放棄地や里山の活用とその保全について、地元住民・地域との連携を検討します。 ・事業所の建物や敷地などにおける屋上緑化、壁面緑化及び植樹帯の整備に努め、適正な管理を行います。 ・地域における植栽活動や適正な管理などの緑化活動に協力します。 ・開発等においては、周辺環境と調和した緑化を行います。

基本目標 4

〈気候変動〉

気候変動への適応及び脱炭素化社会形成に貢献するまちづくり

近年、気候変動の影響による、気温の上昇や熱帯夜・熱中症の増加、豪雨災害や台風による被害など自然災害が顕在化しています。

一方、世界では、平成27（2015）年にパリ協定が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃以内とし、また1.5℃以内に抑える努力を追及すること」が、世界共通の長期目標として掲げられるとともに、「今世紀後半までに、温室効果ガス排出量を実質ゼロまで下げる」という目標も掲げられました。

併せて、これからどれだけ温室効果ガスの排出量を削減しても（緩和策を推進）、既に気候変動の影響が出始めており、将来的に気候変動は起きるものと予測されるなか、日本でも平成30（2018）年に”気候変動適応法”が制定されるなど、緩和策だけでなく、「適応策」も合わせた両輪での対策を進めていくことが大切です。

そのため、化石燃料に過度に依存したライフスタイルを見直す必要がありますが、私たちが日常生活・経済活動を行う上で、エネルギーは切り離せないものであるため、できるだけ合理的なエネルギーの活用をすること、また、再生可能エネルギーへの転換など温室効果ガスの排出削減に向けた柔軟かつ大胆な行動が求められています。

そこで、新たなライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進や、市民、事業者への再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギーの推進、また、気候変動影響への適応を推進します。

●環境指標について●

〈目標値を設定する指標について〉

項目	目標値
温室効果ガス排出量（総量）	国の目標水準レベル （令和12（2030）年/平成25（2013）年度比26%削減のための部門別目標を市にあてはめると約21%削減となる。）

〈経年変化を把握する指標について〉

項目
温室効果ガス排出量（部門別・原単位当たり）
再生可能エネルギー導入容量

●施策について●

(1) 再生可能エネルギーの活用

①再生可能エネルギーの導入検討

- ・ 公共施設におけるエネルギー調達において、再生可能エネルギー由来の導入を検討します。

②再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 市内の各家庭・事業者などへの太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの普及促進を図るため、設備導入に当たっての支援策を検討し、導入を促進します。
- ・ RE100や再エネ100宣言RE Actionの取組について普及啓発を行います。

【 RE100や再エネ100宣言RE Actionの取組について】

RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブです。RE100が世界的な大企業を対象とする取組であることを踏まえ、日本国内の中小企業や自治体等を対象とした取組として令和元（2019）年10月に「再エネ100宣言RE Action」が発足しました。令和2（2020）年9月時点で、「再エネ100宣言RE Action」への参加団体は73団体、その消費電力量は約927GWhとなっています。

宣言した企業は、遅くとも令和32（2050）年までに使用電力を 100%再エネに転換する目標を設定し、再エネ推進に取り組んでいます。

③エネルギーの地産地消の調査研究

- ・ 廃棄物資源、未利用農業残渣、木質バイオマス資源の賦存量、利用可能量調査、事業化検討の結果を受け、チップボイラー等の導入に関する情報提供を地元企業に行います。
- ・ エネルギーの地産地消や再生可能エネルギー導入メニューについて、日々新たな情報が発信されていることから、国や県等の施策の情報収集、発信を行うとともに、地域内でのエネルギー地産地消の可能性等について検討します。

(2) 省エネルギーの推進

①建築物等の断熱性の向上、遮熱対策の促進

- ・ 建築物の断熱性向上（断熱改修や高断熱化）や遮熱性能の向上（ブラインドやすだれ等の普及）が、エネルギーの効率にも寄与することから、普及啓発の実施や取組を促進します。
- ・ 遮熱効果がある緑のカーテンを家庭等に普及させ、意識の向上を図ることで、エアコンの使用を抑制し、目に見える形での省エネ対策を行います。また、このことは、建物の緑化推進にもつながることから、環境学習の機会としての普及促進も図ります。

②高効率機器の率先導入及び導入促進

- ・ 更新期を迎えている機器について、高効率機器の率先導入や市内の各家庭・事業者な

どの導入促進及び支援を行います。

- ・ 感染症対策を踏まえた新たな生活様式と環境対策を両立させるための方策について普及啓発に努めます。

③ライフスタイル・ビジネススタイルの転換

- ・ 将来にわたってより良い環境の中で暮らし続けていくためには、全ての主体が地域にある身近なエネルギー源を活用した暮らしを实践し、再生可能エネルギー由来のエネルギー調達や公共交通機関の利用などライフスタイルやビジネススタイルを転換することが重要であるため、関係機関などと協力しながら普及啓発に努めます。
- ・ 西脇市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス削減に取り組みます。
- ・ 各家庭における二酸化炭素削減対策や省エネ対策の取組に当たって、効果的な手法が分からない、取組効果として表れない”つもりエコ”の解消に向け、効果的な省エネ対策などを個別に提案される「うちエコ診断」の受診を促進し、二酸化炭素の削減効果や省エネ効果の可視化を推進します。

(3) 低炭素なまちづくりの推進

①公共交通ネットワークの利便性の向上

- ・ 西脇市地域公共交通網形成計画に基づき、デマンド型交通の運行による公共交通空白地の解消やコミュニティバスの再編など、公共交通サービスの利便性の向上に取り組むことにより、マイカーから公共交通へのシフトを図り、自動車使用の抑制に繋がります。

②低炭素モビリティ及びエコドライブの推進

- ・ 自動車利用する場合は、利用者は環境への負荷を低減するエコドライブに心がけるよう普及啓発を行います。
- ・ 国や県等の低炭素モビリティやエコドライブ推進に関する情報を収集し、市民、事業者に発信します。

③地産地消の推進

- ・ 公共施設の整備や住宅などの建築における地元産木材の利活用や農産物直営所の活用などによる食料の地産地消の取組により、地域で生産された農産物を地域内で加工・流通・消費させ、輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するとともに、経済の地域内循環を推進します。

(4) 気候変動影響への適応

① 適応策に関する情報収集・発信

- ・ 気候変動による影響とその適応策について、市のホームページや広報紙などに掲載して市民・事業者へ情報発信を行います。また、環境教育・環境学習において適応策についての話題提供など普及啓発も図ります。

② 関係機関・庁内連携による適応及び防災対策の推進

- ・ 気候変動により災害が近年増えている為、ハザードマップの普及啓発を行うとともに、災害時の緊急避難場所や防災拠点として、公園や緑地などを活用するために適切な整備・維持管理を市民・事業者・市が連携して行います。